居宅療養管理指導重要事項說明書

(事業の目的及び運営の方針)

第1条　要支援・要介護状態などにある利用者が、居宅において自立した生活を営む事が出来るよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境などを把握し、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)に居宅サービス計画などの作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。

事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　　　　称　医療法人丸岡医院　庄内プライベートクリニック

二　事業所所在地　酒田市亀ヶ崎６－９－７

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

一　職　　種　医師

二　員　　数　２人

三　職務内容 居宅療養管理指導の提供

(営業日及び営業時間)

第4条 医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

(事業の内容)

第5条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

一　要介護者または家族からの介護全般に関する相談に応じる

二　居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

三 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導、助言を行う。

四 その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

(利用料等)

第6条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

一　居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬応じた利用者負担額を徴収する。

二 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第7条 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第8条　健康保険法、介護保険法を遵守し業務を行う。

諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必な対応を行う。

提供した居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。

(附則)　この規定は、令和６年１２月１日より施行する。